

令和6年4月12日

保護者様

加古川市立浜の宮中学校
校長 藤尾昌也

警報等発表時等の登下校について

平素は本校教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
標記の件につきまして、下記のとおり対応いたします。目につきやすいところに掲示していただき、ご家庭で共通理解が図れますようお願いいたします。

記

暴風・暴風雪・大雨・大雪・洪水の警報が 「加古川市」に発表された場合

- 1 午前7時の時点で警報が発表の場合 自宅待機
- 2 午前10時までに解除された場合 登校
 - ・昼食を済ませ、安全に気をつけて12:45～13:15までに登校させてください。
 - ・5校時からの授業を実施します。
- 3 午前10時の時点で警報が解除されない場合 臨時休業
- 4 始業時以降に警報が発表された場合は、発表時刻・気象条件・通学路の状況・学校の実情等を考慮のうえ、適切に措置します。

地震(震度5弱以上)が「加古川市」に発生した場合

- 1 登校前に発生した場合 臨時休業
- 2 登下校中に発生した場合 原則登校
 - ・状況に応じて適切に措置します。
- 3 始業時刻以降に発生した場合
 - ・揺れが収まったら、安全な場所(校庭や体育館等)に避難させます。
 - ・下校させる際は、安全状況を確認のうえ、適切に措置します。

竜巻注意情報が「兵庫県」に発表された場合

- 1 午前7時の時点で発表の場合 自宅待機
 - ・解除されてから登校させてください。

※有効時間は発表後1時間です。「解除」の発表は出されないためご注意ください。
- 2 登校中に発表された場合 原則登校
 - ・状況に応じて適切に措置します。
- 3 始業時刻以降に発表された場合
 - ・舎外での活動をただちに中止し、舎内で活動します。
 - ・下校までに発表された場合、安全が確保されるまで舎内で待機させます。

Jアラート等を通じて緊急情報が「兵庫県」発信された場合

- 1 登校前に発信された場合 自宅待機
- 2 登下校中に発信された場合 自宅か学校の近い方に避難させることを原則とします。

その他の警報発表 および 危険が予測される場合

- 1 津波、高潮、波浪警報については、本校では通常どおりの登校です。
 - ・その程度により、学校長が判断してスクリレやHP等で連絡します。
- 2 警報が発表されていなくても、浸水などのおそれのある箇所等がある場合は、通学路の変更等の措置を講じるとともに、スクリレ・HP等で連絡します。
- 3 登校中に雷が発生した場合は、生徒や保護者の判断で安全な場所に避難し、遠ざかったことを確認してから登校するようにしてください。
- 4 市内において災害が予想される際は、市教育委員会の判断により警報発令の有無にかかわらず学校を臨時休業とする場合があります。